鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領を次のように定める。

鹿児島市長 赤崎 義 則

鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う介護保険に関する情報を介護保険の被保険者、その家族その 他関係者に提供することにより、被保険者の心身、環境、医療等の状況に応じた最適な居宅 サービス計画、施設サービス計画、地域密着型施設サービス計画又は介護予防サービス計画 (以下「介護サービス計画」という。)の作成等を行い、これに基づく良質な介護サービス の提供に資するとともに、当該資料に関する情報を保護することを目的とする情報提供制度 (以下「情報提供制度」という。)について定めるものとする。

(提供対象資料)

- 第2条 情報提供制度により提供を行う資料は、第4条の依頼を受け付けた日の直近の審査判 定分及びその前回審査判定分で、審査判定日の属する年度の終了後5年を経過していないも ののうち次に掲げるものとする。
  - (1) 認定情報
  - (2) 認定調査票(特記事項及び概況調査とし、調査実施者が特定される部分を除く。)
  - (3) 主治医意見書(介護サービス計画作成に利用されることの同意欄に、主治医の同意がある場合に限る。)

(提供対象者)

- 第3条 情報提供制度による資料の提供は、次の各号に掲げる者に対し、その者からの依頼に 基づいて行うものとする。ただし、第5号から第10号に該当する場合にあっては、当該居 宅介護支援事業者等の職員その他従業者を含む。
  - (1) 前条の資料に係る被保険者(以下「本人」という。)
  - (2) 本人の成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人(以下「後見人等」という。)
  - (3) 本人と同居の親族
  - (4) 本人から情報提供についての委任を受けた者
  - (5) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定し、若しくは介護予防支援事業者から介護予防支援の委託を受けた居宅介護支援事業者
  - (6) 本人と施設サービス又は地域密着型施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結

を予定している介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設

- (7) 本人と特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している特定施設又は地域密着型特定施設
- (8) 本人と認知症対応型共同生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している認知症対応型共同生活介護事業者
- (9) 本人と小規模多機能型居宅介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している小規模多機能型居宅介護事業者
- (10) 本人と介護予防支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護予防支援事業者

(請求目的)

- 第3条の2 資料は、介護サービス計画の作成を目的とするもののほか、次の各号に掲げる場合に請求することができる。
  - (1) 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設の入所判定を目的として、介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設の職員その他従業者が請求する場合
  - (2) 審査請求の書類作成を目的として請求する場合
  - (3) 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成を目的として介護予防支援事業者の職員が請求する場合
  - (4) 地域ケア会議における個別事例の検討を目的として地域包括支援センターの職員が請求する場合
  - (5) 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定を目的として、 前条第5号から第9号に定める居宅支援事業者等が請求する場合
- 2 前項第1号に該当する場合において、第7条第1号、第4号及び様式第1(裏面)中「介護サービス計画の作成」及び「居宅サービス計画、施設サービス計画、地域密着型施設サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「介護サービス計画」という。)の作成」とあるのは、「入所判定」と読み替えて準用するものとする。
- 3 第1項第2号に該当する場合において、第7条第1号、第4号及び様式第1(裏面)中「介護サービス計画の作成」及び「居宅サービス計画、施設サービス計画、地域密着型施設サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「介護サービス計画」という。)の作成」とあるのは、「審査請求の書類作成」と読み替えて準用するものとする。
- 4 第1項項第3号に該当する場合において、第7条第1号、第4号及び様式第1(裏面)中 「介護サービス計画の作成」及び「居宅サービス計画、施設サービス計画、地域密着型施設 サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「介護サービス計画」という。)の作成」と あるのは、「総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成」と読み替えて 準用するものとする。
- 5 第1項第4号に該当する場合において、第7条第1号、第4号及び様式第1(裏面)中「

介護サービス計画の作成」及び「居宅サービス計画、施設サービス計画、地域密着型施設サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「介護サービス計画」という。)の作成」とあるのは、「地域ケア会議における個別事例の検討」と読み替えて準用するものとする。

6 第1項第5号に該当する場合において、第7条第1号、第4号及び様式第1(裏面)中「介護サービス計画の作成」及び「居宅サービス計画、施設サービス計画、地域密着型施設サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「介護サービス計画」という。)の作成」とあるのは、「認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定」と読み替えて準用するものとする。

(依頼の手続)

- 第4条 第3条に規定する依頼を行おうとする者(以下「依頼者」という。)は、要介護認定等の情報(資料)提供に係る依頼書(本人同意書)(様式第1。以下「依頼書」という。)の依頼者欄、被保険者欄及び提供資料欄を記載した後、被保険者同意欄に依頼者との関係を証するとともに当該資料を本市が提供することに同意する旨の本人の署名を受けなければならない。ただし、依頼者が本人の場合は、被保険者同意欄への記載を要しない。
- 2 依頼者は、前項の記載を行い本人の署名を受けた依頼書を提出しなければならない。
- 3 依頼者は、前項の依頼を行う場合においては、自己が第3条各号に規定する者であること (同条第5号から第10号に該当する場合にあっては、職員その他の従業者であることを含 む。)を証する書類を提示しなければならない。
- 4 依頼者の本人確認は、次の各号に掲げる依頼人の区分に応じ、当該各号に定める書類等( 書類の場合は、有効な原本に限る。)の提出又は提示を求めて行う。
  - (1) 本人 次のアイに掲げる書類のいずれか及び婚姻等によって資料提供の依頼時の氏名が 要介護認定又は要支援認定の申請時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類 ア 次のうちいずれか1点
    - (ア) 個人番号カード (マイナンバーカード)
    - (イ) 運転免許証
    - (ウ) 旅券 (パスポート)
    - (エ) 官公庁が発行する身分証明書等で写真がちょう付され氏名及び生年月日が記載 イ 次に掲げる書類のうち、(ア)に掲げる書類のうち2点又は(ア)及び(イ)に掲げ る書類のうちのいずれか1点ずつ2点

- (ア) 介護保険被保険者証、医療保険各法に基づく医療保険の資格が確認できるもの、共済組合員証、私立学校教職員共済加入者証、厚生年金保険年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、国民年金年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、要介護認定等の情報(資料)提供に係る依頼書に押印した印の印鑑登録証明書、写真なしの住民基本台帳カード
- (イ) 次に掲げる書類のうち写真がちょう付されたもの 会社の身分証明書、学生証又は官公庁が発行した資格証明書
- (2) 後見人等 前号に規定する書類及び依頼者が当該本人の後見人等であることを証明する 登記事項証明書
- (3) 本人と同居の親族 第1号に規定する書類並びに本人と同居の親族であることが確認のできる書類
- (4) 本人から情報提供について委任を受けた者 第1号に規定する書類並びに本人の委任 状
- (5) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定し、若しくは介護予防 支援事業者から介護予防支援の委託を受けた居宅介護支援事業者 第1号に規定する書類 並びに居宅介護支援事業者の職員その他従業者であることを確認することができる証明書 等
- (6) 本人と施設サービス又は地域密着型施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設 第1号に規定する書類並びに介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の職員その他従業者であることを確認することができる証明書等
- (7) 本人と特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している特定施設又は地域密着型特定施設 第1号に規定する書類並びに特定施設又は地域密着型特定施設の職員その他従業者であることを確認することができる証明書等
- (8) 本人と認知症対応型共同生活介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している 認知症対応型共同生活介護護事業者 第1号に規定する書類並びに認知症対応型共同生活 介護事業者の職員その他従業者であることを確認することができる証明書等
- (9) 本人と小規模多機能型居宅介護の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している小規模多機能型居宅介護事業者 第1号に規定する書類並びに小規模多機能型居宅介護事業者の職員その他従業者であることを確認することができる証明書等
- (10) 本人と介護予防支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護予防支援事業者 第1号に規定する書類並びに介護予防支援事業者の職員その他従業者であるこ

とを確認することができる証明書等

(主治医への照会、情報提供の適否の区分及び回答等)

- 第5条 本人が生存している場合における主治医意見書の情報提供の依頼に対する決定にあたっては、依頼者が第3条第1号、第3号又は第4号に該当する場合においては、第2条の規定にかかわらず情報を提供することによって当該本人が傷病名等を知った場合において当該本人の診療上支障が生じないことを事前に当該本人の主治医に確認する。
- 2 前項による確認は、介護認定審査会資料等の情報提供について(照会)(様式第2。以下「照会文」という。)に回答期限(発信日から14日間)を記入し、介護認定審査会資料等の情報提供について(回答)(様式第3。以下「回答書」という。)、情報提供依頼のあった主治医意見書の写し及び切手をちょう付した返信用封筒を添えて、当該主治医に対し、照会することにより行う。
- 3 前項の規定による照会を受けた主治医は、次の各号に掲げる資料提供の適否の区分に応じ 回答するものとする。
  - (1) 当該主治医意見書を情報提供することにより本人の診療上支障が生じない場合 「交付
  - (2) 診療上支障が生じる部分を伏せて情報提供する場合 「部分交付」
  - (3) 当該主治医意見書を情報提供することにより診療上支障が生じる場合 「不交付」
- 4 主治医が部分提供に該当するものとして回答する場合においては、中の伏せるべき部分を 明示した主治医意見書の写しを回答書に添えて市長に送付するものとする。
- 5 回答期限を経過しても主治医から回答がない場合には、当該主治医に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図るものとする。

(資料の提供)

- 第6条 第4条による依頼を受けた市長は、同条第3号に該当する場合、前条に該当する場合 又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに依頼に係る資料 の写しを交付する。
- 2 前項により交付する写しの部数は、同一の申請者につき1部に限るものとする。
- 3 第1項の資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、本市介護認定審査 会の審査判定が終了するまでの間にあっては、これを行うことができない。

(提供を受けた者の遵守事項)

- 第7条 情報提供制度による資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 提供を受けた資料に係る本人の情報(以下「本人情報」という。) 又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。) を本人の介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。
  - (2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく他者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは

提供することを行わないこと。

- (3) 資料の提供を受けた者(第3条第5号から第10号に該当する場合に限る。)の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、前2号の事項を遵守するよう必要な措置を講ずること。
- (4) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画の作成以外の目的で 複写し、又は複製しないこと。
- (5) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるとともに、 提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処 すること。
- (6) 本人との介護サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を 所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。 ) を責任をもって廃棄すること。
- (7) 本市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。
- 2 依頼者は、第4条第2項の依頼を行うに際しては、依頼書により前項各号に規定する事項 の遵守を約すものとする。

(遵守事項違反に対する措置)

第8条 情報提供制度による資料の提供を受けた者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、その時以降の情報提供制度による資料の提供を行わないことができる。

(審査資料等の情報提供依頼受付、処理経過簿の整理)

第9条 依頼書の受付から資料提供に至るまでの処理経過については、その都度審査会資料等情報(資料)提供受付処理経過簿(様式第4)に記載し、進ちょく状況を把握するものとする。

(関係書類の整理保管等)

- 第10条 情報提供制度に係る一連の関係書類は、受付日ごとに整理し保管するものとする。
- 2 前項の関係書類の保存期間については、受付日の属する年度の翌年度から起算して、5年とする。

(費用の負担)

- 第11条 この要領に基づき情報提供を受けようとする者は、鹿児島市情報公開条例第18 条第2項に基づき、情報提供用資料の作成に要する経費を負担しなければならない。
- 2 郵送により審査会資料等の交付を行う場合は、交付依頼者にあらかじめ郵送に要する切手を提出させるものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、情報提供制度の実施について必要な事項は、別に定

める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年2月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 2 吉田町、桜島町、松元町、郡山町及び喜入町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、吉田町介護保険要介護認定等に係る情報提供取扱要綱(平成13年吉田町要綱第7号)、桜島町介護保険要介護認定等に係る情報提供取扱要綱(平成13年桜島町告示第10号)、日置広域連合要介護認定情報提供制度運営要綱(平成12年日置広域連合制定)の規定及び喜入町要介護認定情報提供制度に関して喜入町長の定めるところによりされた申請、通知その他の行為については、この要領の相当規定によりされた行為とみなす。
- 3 編入日前に、吉田町介護保険要介護認定等に係る情報提供取扱要綱(平成13年吉田町要綱第7号)、桜島町介護保険要介護認定等に係る情報提供取扱要綱(平成13年桜島町告示第10号)、日置広域連合要介護認定情報提供制度運営要綱(平成12年日置広域連合制定)及び喜入町要介護認定情報提供制度に関して喜入町長の定めるところにより規定されていた様式により作成された書類は、この要領に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行日前において、改正前の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領(以下「改正前の要領」という。)に規定する様式に基づき作成された書類は、改正後の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定による様式により作成されている用紙は当分 の間、必要な調整をして使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前において、改正前の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類は、改正後の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の様式第1に規定する様式に基づき作成されている用紙は、 当分の間、必要な調整をして使用することができる。

付 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前において、改正前の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類は、改正後の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。

付 則

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前において、改正前の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類は、改正後の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。

付 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成17年6月29日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前において、改正前の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類は、改正後の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。

付 則

- 1 この要領は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前において、改正前の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類は、改正後の様式第1に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にこの要領による改正前の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領により作成された書類は、この要領による改正後の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にこの要領による改正前の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領により作成された書類は、この要領による改正後の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にこの要領による改正前の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領により作成された書類は、この要領による改正後の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にこの要領による改正前の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領により作成された書類は、この要領による改正後の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にこの要領による改正前の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領により作成された書類は、この要領による改正後の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にこの要領による改正前の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領により作成された書類は、この要領による改正後の鹿児島市介護保険要介護認定等に係る情報提供制度要領に規定する様式に基づき作成された書類とみなす。